

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

備忘価格1円で記載

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路等の敷地については、備忘価額1円と
しています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券

市場価格のない有価証券……………取得原価

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金のいずれも過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不
能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額
について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含みます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

② 会計間の相殺消去

会計間の繰入及び繰出を相殺消去した金額で表示しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込み方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

② 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ 地方公共団体の財政健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率 : -

連結実質赤字比率: -

実質公債費比率 : 8.5%

将来負担率 : 47.3%

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

1,208 千円

⑤ 繰り越し事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 一般会計 286,101 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,840,539 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 2,360,202 千円

② 地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。